

Ⅶ 令和5年度宮城県立特別支援学校高等部・専攻科及び支援学校高等学園入学者募集要項

学 校 名	部 科	学 科	修 業 年 限	募 集 定 員	出 願 資 格	出 願 書 類	出 願 期 間	選 考 方 法	選 考 日	合 格 発 表 日	
視覚支援学校	高 等 部	普 通 科	3	11	学校教育法施行令第22条の3に規定する程度の視覚障害がある者で、令和5年3月末日までに、中学校、特別支援学校（視覚障害）中学部を卒業した者若しくは卒業見込みの者、義務教育学校を卒業した者若しくは卒業見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了若しくは修了見込みの者で宮城県内に住所を有する者	入学願書 特別支援学校長が指定した書類	令和5年 2月14日 (火) から 2月17日 (金) 午前11時 まで	出願書類 諸検査 (学校ごとに定める) 面接	令和5年 3月6日 (月) ※追検による選考日 令和5年 3月13日 (月)	令和5年 3月16日 (木) 午後3時	
		保 健 理 療 科		8							
専 攻 科	理 療 科	3	8	学校教育法施行令第22条の3に規定する程度の視覚障害がある者で、令和5年3月末日までに、高等学校、特別支援学校（視覚障害）高等部を卒業した者若しくは卒業見込みの者又は中等教育学校後期課程を修了若しくは修了見込みの者で宮城県内に住所を有する者							
	保 健 理 療 科		8								
聴覚支援学校	高 等 部	産 業 工 芸 科	3	8	学校教育法施行令第22条の3に規定する程度の聴覚障害がある者で、令和5年3月末日までに、中学校、特別支援学校（聴覚障害）中学部を卒業した者若しくは卒業見込みの者、義務教育学校を卒業した者若しくは卒業見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了若しくは修了見込みの者で宮城県内に住所を有する者						
		機 械 シ ス テ ム 科		8							
		被 服 科		8							
		理 容 科		8							
	専 攻 科	産 業 工 芸 科	2	8							学校教育法施行令第22条の3に規定する程度の聴覚障害がある者で、令和5年3月末日までに、高等学校、特別支援学校（聴覚障害）高等部を卒業した者若しくは卒業見込みの者又は中等教育学校後期課程を修了若しくは修了見込みの者で宮城県内に住所を有する者
		機 械 シ ス テ ム 科		8							
		被 服 科		8							
		理 容 科		8							
船岡支援学校	高 等 部	普 通 科	3	20	学校教育法施行令第22条の3に規定する程度の肢体不自由がある者で、令和5年3月末日までに、中学校、特別支援学校（肢体不自由）中学部を卒業した者若しくは卒業見込みの者、義務教育学校を卒業した者若しくは卒業見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了若しくは修了見込みの者で宮城県内に住所を有する者						
西多賀支援学校 (病 弱)	高 等 部	普 通 科	3	11	学校教育法施行令第22条の3に規定する程度の病虚弱である者で、令和5年3月末日までに、中学校、特別支援学校（病弱）中学部を卒業した者若しくは卒業見込みの者、義務教育学校を卒業した者若しくは卒業見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了若しくは修了見込みの者で宮城県内に住所を有する者						
山元支援学校 (病 弱)	高 等 部	普 通 科	3	3	学校教育法施行令第22条の3に規定する程度の病虚弱である者で、重度重複障害（療育手帳A又は身体障害者手帳1級相当に該当）があり、令和5年3月末日までに、中学校、特別支援学校（病弱）中学部を卒業した者若しくは卒業見込みの者、義務教育学校を卒業した者若しくは卒業見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了若しくは修了見込みの者で宮城県内に住所を有する者						

学校名	部科	学科	修業年限	募集定員	出願資格	出願書類	出願期間	選考方法	選考日	合格発表日
光明支援学校	高等部	普通科	3	25	<p>学校教育法施行令第22条の3に規定する程度の知的障害（※1）がある者で、令和5年3月末日までに、中学校、特別支援学校（知的障害）中学部を卒業した者若しくは卒業見込みの者、義務教育学校を卒業した者若しくは卒業見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了若しくは修了見込みの者で宮城県内に住所を有する者</p> <p>（※1） 「学校教育法施行令第22条の3に規定する程度の知的障害」 1 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻りに援助を必要とする程度のもの。 2 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの。</p>	入学願書 特別支援学校長が指定した書類	令和4年12月15日（木）から12月27日（火）午後4時まで	出願書類 諸検査（学校ごとに定める） 面接 観察	令和5年1月12日（木） ※追検による選考日 令和5年1月18日（水）	令和5年1月23日（月） 午後3時
石巻支援学校	高等部	普通科	3	35						
気仙沼支援学校	高等部	普通科	3	19						
名取支援学校	高等部	普通科	3	22						
角田支援学校	高等部	普通科	3	19						
迫支援学校	高等部	普通科	3	19						
金成支援学校	高等部	普通科	3	19						
古川支援学校	高等部	普通科	3	14						
山元支援学校（知的障害）	高等部	普通科	3	19						
利府支援学校	高等部	普通科	3	27						
小松島支援学校	高等部	普通科	3	38						
西多賀支援学校（知的障害）	高等部	普通科	3	3	知的障害のある重度重複障害者（療育手帳Aかつ身体障害者手帳1級相当に該当する者。）で、令和5年3月末日までに、中学校、特別支援学校（知的障害）中学部を卒業した者若しくは卒業見込みの者、義務教育学校を卒業した者若しくは卒業見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了若しくは修了見込みの者で宮城県内に住所を有する者					

学校名	部科	学科	修業年限	募集定員	出願資格	出願書類	出願期間	選考方法	選考日	合格発表日
岩沼高等学園	高等部	産業技術科	3	40	知的発達遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度の者で、令和5年3月末日までに、中学校、特別支援学校（知的障害）中学部を卒業した者若しくは卒業見込みの者、義務教育学校を卒業した者若しくは卒業見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了若しくは修了見込みの者で宮城県内に住所を有する者	入学願書 特別支援学校長が指定した書類	令和4年12月15日（木）から 12月27日（火） 午後4時まで	出願書類 諸検査（学校ごとに定める。ただし、学力検査問題は、宮城県教育委員会で定める。） 面接 観察	令和5年1月12日（木） ※追検による選考日 令和5年1月18日（水）	令和5年1月23日（月） 午後3時
岩沼高等学園 川崎キャンパス	高等部	産業技術科	3	8						
小牛田高等学園	高等部	普通科	3	24						
女川高等学園	高等部	産業技術科	3	24						

高等学園の学力検査の日程は、次の表のとおりとする。

時間					
月日		9:30	10:15	10:35	11:20
1月12日（木）	諸注意等	（1）国語		休憩	（2）数学

他の諸検査等は各学校の日程による

#### <留意事項>

- イ 中学校卒業若しくは卒業見込みの者、義務教育学校卒業若しくは卒業見込みの者又は中等教育学校前期課程を修了若しくは修了見込みの者で、特別支援学校（知的障害）（高等学園を含む）を志願する場合は、特別支援学級（知的障害）在籍が条件である。  
ロ ただし、中学校卒業若しくは卒業見込みの者、義務教育学校卒業若しくは卒業見込みの者又は中等教育学校前期課程を修了若しくは修了見込みの者で、通常の学級又は特別支援学級（知的障害以外）に在籍している場合は、知的障害を証明する書類（療育手帳の写し等）又は市町村教育委員会で設置している就学支援委員会が知的障害があると判断したことを証明する書類（就学支援委員会資料の写し等）を添付した市町村教育委員会教育長の証明書のいずれかを出願書類に添付することにより受検を可とする。
- 上記の宮城県立特別支援学校高等部・専攻科及び支援学校高等学園を志願する者は、原則として事前に教育相談を受けること。  
※ 詳しい内容については、各学校に照会すること。
- 出願できる特別支援学校高等部・専攻科及び支援学校高等学園は一つの学校に限るものとする。出願した学校に合格した場合には、公立高等学校の第一次募集及び公立特別支援学校の第二次募集を併願することは認めない。また、第二次募集で合格した場合は、他の公立学校に出願することはできない。
- 特別支援学校高等部及び支援学校高等学園に出願できる者は、原則として出願時点で高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校、特別支援学校高等部及び支援学校高等学園のいずれにも在学していない者とする。